

公募公告

下記の通り公募に付する。

1. 公募に付する事項

- (1) 業務名 大阪合同庁舎第2・4号館ほか3合同庁舎で使用する電気の調達契約を希望する者の公募
- (2) 概要 この公募は、下記の応募要件を満たし、以下のいずれかの合同庁舎（複数可）において本業務の実施を希望する者がいるかを確認する目的で行うものである。
- (3) 対象とする合同庁舎
- | | |
|----------------|------------------------|
| ① 大阪合同庁舎第2・4号館 | 大阪市中央区大手前4丁目1番67号及び76号 |
| ② 神戸地方合同庁舎 | 神戸市中央区海岸通29番地 |
| ③ 奈良合同庁舎 | 奈良市登大路町81番地 |
| ④ 和歌山地方合同庁舎 | 和歌山市二番丁3 |

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の製造」又は「物品の販売」に登録のある者であって、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

3. 公募申請書等の提出期限及び場所

公募に参加を希望する者は、次に掲げる申込先から関係書類を受け取り、内容を確認の上、提出期限までに提出書類を提出する（郵送及び電子メールでの提出可）。

- (1) 申込先 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館1階
近畿財務局合同庁舎管理官 電話：06-6949-6461 e-mail: kinki_goucho@kk.lfb-mof.go.jp
- (2) 提出期限 令和4年6月21日（火）～令和4年9月30日（金）17時00分まで
ただし、一般競争入札に移行した合同庁舎においては、期限の終了を待たずに公募を打ち切ることがある。
- (3) 受付時間 9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- (4) 提出書類 公募申請書、応募者の概要が分かるもの（企業概要及び主な供給実績等）、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（公募の申し込みを代理人又は復代理人が行う場合）、仕様書に定める「契約希望要件書」

4. 契約者の決定

上記2. の資格を有する者から公募申請書等の提出があった合同庁舎においては、原則として一般競争入札に移行し、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定の上、契約手続を行うこととする。

5. その他

- (1) 公募申請書において使用する言語は日本語とする。
- (2) 契約内容等の詳細については、上記申込先まで照会すること。
- (3) 応募のために必要となる一切の費用は、応募者負担とする。

以上公告する。

令和4年6月21日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 山口 清光